



2023年4月12日

## 副業制度の導入について

筑波銀行（頭取：生田 雅彦）は、第5次中期経営計画「Rising Innovation 2025」の基本戦略に掲げる『人づくり』とエンゲージメント向上の具体的な取り組みとして、2023年4月1日より、副業制度を導入したことをお知らせいたします。

本制度は、全職員を対象とし、様々な経験に挑戦できる機会を設けることで職員のスキルアップや自己成長につなげるほか、職員のやりたいことの実現を通じ自律的なキャリア開発の促進やエンゲージメントの向上を目的に導入するものです。

筑波銀行は、今後も職員の多様なキャリアの実現に向け、職員の新たな挑戦を後押しできる環境整備を進めるとともに、多様な価値観をもった職員が幅広く活躍することで、当行の企業価値向上と地域社会の持続的発展に貢献してまいります。

記

### 【 副業制度の概要 】

対象者	全職員（行員・嘱託・パートタイマー）
対象業務	副業先と雇用契約を結ばない「個人事業主型」 【具体例】 保有資格を活用したセミナー講師、執筆、外国語講師、塾講師、 スポーツ少年団等の審判、コーチ、スポーツインストラクターなど
実施日	2023年4月1日

以上

報道機関のお問合せ先  
筑波銀行 総合企画部広報室  
TEL 029-859-8111